

## 倫理綱領

社会福祉施設の経営主体である社会福祉法人は、社会福祉法に基づく特別法人であり、利用者はもとより地域社会における福祉の充実に貢献するためには適正かつ活力ある経営に努めなければならない。

全国社会福祉法人経営者協議会は、高い公共性と倫理性を旨として国民の負託に応えるとともに、地域社会における福祉推進の主導的役割を果たすため、ここに倫理綱領を定める。

1. 会員は、人間としての尊厳と社会連帯の思想を基本理念とし、公平・公正な法人運営に努める。
2. 会員は、常に健全かつ活力ある経営に努めるとともに、民間社会福祉事業としての先駆性・独自性を発揮し、国民の期待に応える。
3. 会員は、広く法人・施設の機能を挙げて、地域福祉の充実発展に寄与する。
4. 会員は、職員の資質の向上を図るとともに勤務条件の改善に努める。
5. 会員は、相互の親睦・交流を深めるとともに、切磋琢磨を怠らず、進んで研修・研究に努め、社会の進展に応じた広い視野をもって経営にあたる。

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
全国社会福祉法人経営者協議会